

## 第2回明石市入札監視委員会の議事概要

日時 平成15年5月20日(火曜日)

13時28分～16時40分

場所 明石市議会 第3委員会室

出席者(委員)

石井委員長、泉水委員、菊地委員、友久委員、吉村委員

(事務局)

中川財務部長、正木契約課長、光富係長、前沢主査、牟礼主査、名村主事

(工事主管部署)

下水道部：山田部長、鈴見施設課施設係長、大井建設課工事第一係長

土木部：金井海岸治水課長、田内朝霧川改修担当係長

教育部：杉田部長、素川主幹兼総務課施設整備係長、稲城主幹

消防本部：佐野次長、東森警防課長

環境部：出雲環境事業所長、石原明石クリーンセンター所長、

黒川副主幹兼施設係長、

(議事)

1 開会(13時28分)

2 建設工事に関する入札・契約手続きの運用状況報告(平成14年度分)

(1)事務局から、平成14年度建設工事執行実績総括表及び平成14年度建設工事執行実績リストにより、平成14年度(平成14年4月1日～平成15年3月31日)の発注状況(266件)を報告

- ・ 一般競争入札 = 7件
- ・ 公募型指名競争入札 = 5件
- ・ 郵便応募型指名競争入札 = 173件
- ・ 指名競争入札 = 44件
- ・ 随意契約 = 37件

( 2 ) 事務局から、競争入札年度別落札率推移グラフにより、平成 1 0 年度から平成 1 4 年度までの、一般競争入札等の大型案件及びそれ以外の競争入札に係る落札率の推移を説明

( 3 ) 事務局から、平成 1 4 年度指名停止措置リストにより、平成 1 4 年度の指名停止措置を行った内容 ( 30 事件、述べ 66 者 ) を報告

( 4 ) 事務局から、第 1 回入札監視委員会以降の入札・契約制度改正について報告

平成 1 5 年度から建設工事の契約締結の条件として、明石市税の完納が義務付けられたこと

平成 1 5 年度から一般競争入札等と同様に、郵便応募型指名競争入札についても、開札後最低価格入札者に対して資格審査する方法に変更されたこと

### 3 案件抽出審議

事務局等から、事前に抽出担当委員が選定した下記の 8 件の工事について、抽出案件説明書により、工事概要及び業者選定から落札決定に至るまでの経緯を一括説明

- ・ 一 般 競 争 入 札 = 2 件
- ・ 公 募 型 指 名 競 争 入 札 = 1 件
- ・ 郵 便 応 募 型 指 名 競 争 入 札 = 3 件
- ・ 随 意 契 約 = 2 件

#### 会議における主な質疑・意見等

Q 低入札調査の結果、不適合とした事例はあるのか？また、施工後に問題があった事例はないのか？

A 低入札調査委員会にかけて不適合とした事例はない。また、今のところ、工事検査内容に不適合なものはない。

Q 低入札調査に係るものの他、落札金額が極端に低い案件の設計積算及び根拠となる積算単価の運用は正しく行われているのか？また、チェック体制はあるのか？

A 兵庫県の単価表及び建設物価帳等をできる限り反映させ、積算を行っている。また、低入札調査に係る案件については、調査時に綿密にチェックを行っている。

Q 談合情報があった事案に係る過去の一連の経緯をみると、99%を始め大部分が高い落札率である。このことから、実証は難しいが、談合が行われていた可能性はないか？

A 過去の事例においても、基本的に各社は真摯な競争を行っていたと信じている。なお、今回の案件において落札率が急落したのは、現在の郵便応募型指名競争入札の導入により、談合がなくなったというよりも、各社が更に企業努力をした結果であると理解している。

なお、事情聴取等については、県の談合情報対応マニュアルに沿った本市のマニュアルに基づき処理を行ったところであるが、談合が成り立たない明石市の入札制度の中で、「なぜこのような事情聴取をするのか理解できない」、あるいは、「開札結果を見てから判断して欲しい」等の苦情があった。これを受け、本市としても、指名競争入札を基礎とした県のマニュアルとは別の、本市独自のマニュアルを制定できないかを検討している。

Q 落札率が下落した郵便応募型指名競争入札の中であって、電気工事は意外に落札率が高い傾向にあるように感じる。また、落札結果表を見ても僅差に入札金額が張り付いている。このことについて、どう考えているのか？

A 落札率を下げるため、県内本店まで対象業者の範囲を広げることも考えられるが、その一方では地元業者の育成という市の施策も存在する。また、市内業者から、自分達は真摯に競争を行っているとの声も聞いている。

委員会として、落札率を下げるための制度改善の提言については、しばらく様子を見て判断する旨を決議

Q 随意契約の案件については、随契理由の妥当性も含め、公明正大に実施されているのか？

A 例外的に、技術的または維持管理面で特定の業者に限られるもの等についてのみ認められるものと認識している。

工事主管課に対し、今後定期的にてでくる案件については、来年度以降は競争に付すことについて、前向きに検討を加えるよう要請している。

Q 特許のことも踏まえて随意契約とした案件について、価格検証のために、全国レベルで同種の工事の事例を調査すべきではないか？

A 他メーカーのものについては、今のところ調査はしていないが、当該案件については、契約課独自で他都市の契約実績を聴取したところ、規模の大小はあるが明石市は比較的安い方であった。

#### 4 その他

(1) 明石市水道部の入札監視委員会制度導入について、水道事業管理者から依頼及び説明を行い、市長部局と同じ会議の中で審議を行うよう決定

(2) 上記の決定を受け、案件抽出については、抽出担当委員が最低1件は水道部発注工事を抽出するよう決定

(3) 委員会運営に係る重要事項の根拠は、第1回委員会において決定された議事内容に、事務局が委員会等で決定された議事等を追加記録して最新版とした書類を、委員会開催の都度全委員に配布することによるよう決定

#### 5 閉会(16時40分)